

リサイクル推進室

1. プラスチックの資源循環に関する 環境省の取組

プラスチック資源循環戦略（概要）

令和元年5月31日

背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	<p><リデュース></p> <p>① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 漁具等の陸域回収徹底 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 	<p><リユース・リサイクル></p> <p>② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</p> <p>④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</p>
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 	<p><再生利用・バイオマスプラスチック></p> <p>⑤ 2030年までに再生利用を倍増</p> <p>⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 海岸漂着物等の回収処理 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) 代替イノベーションの推進 	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） 	
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） 資源循環関連産業の振興 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） 海外展開基盤 	

25

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

■環境配慮設計

- プラスチック製容器包装・製品の製造事業者やブランドオーナー(設計決定者)が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本的事項を整理した指針を示し、事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促す

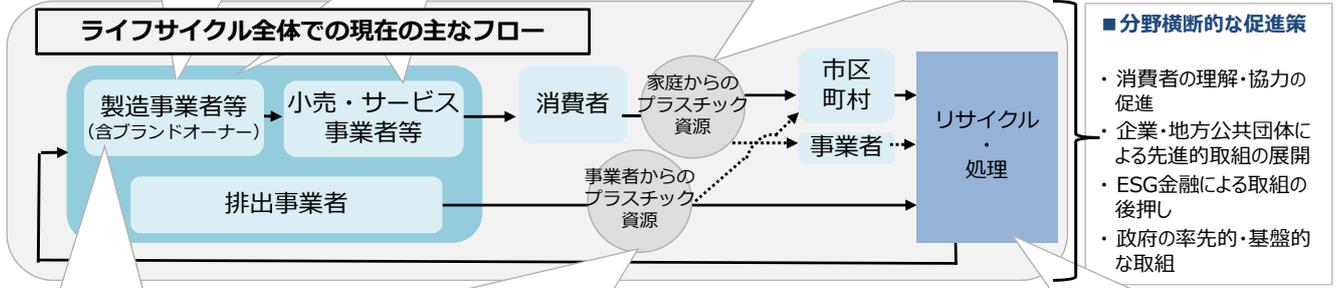
■リデュースの徹底

- ワンウェイの容器包装・製品の設計決定者が取り組むべき環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示す
- 小売・サービス事業者等に対してワンウェイの容器包装・製品について、使用の合理化を図るため、消費者の意思確認の徹底や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示し取組を求め、消費者の行動変容を促す

■家庭からのプラスチック資源の回収・リサイクル

- (市区町村による分別回収)
- 容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるような措置
 - プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
 - 分別努力に応じた市区町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備
- (事業者による自主回収)
- 事業者が自ら製造・販売した容器包装・製品に加え同種のものも含めたプラスチック資源を円滑に自主回収・リサイクルすることを可能とする措置
 - 事業者が実施する回収量向上策を支援

ライフサイクル全体での現在の主なフロー



■再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進

- 再生素材について、政府率先調達等による需要喚起、業界における認証整備等の支援等
- バイオプラスチックについて、導入ロードマップを策定し、これに基づく施策を展開

■事業者からのプラスチック資源の回収・リサイクル

- 排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、体制整備、情報発信等、取り組むべき措置を示し取組を求める
- 排出事業者がリサイクル事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者(例えば小規模店舗等)から排出されるプラスチック資源を市区町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備等

■効率的な回収・リサイクル基盤整備

- プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう技術開発と社会実装に向けたインフラ整備を支援
- リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策等

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的に**推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	
	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	
	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

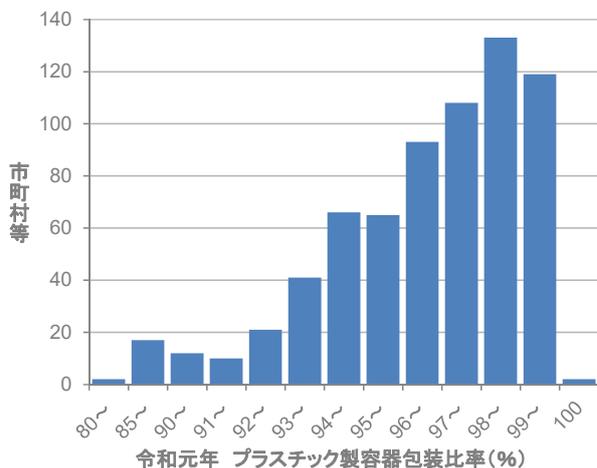
注釈

- *1 基準シナリオ1：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬+単純焼却+残渣埋立+バージン材からの製品製造のCO2排出量
- *2 リサイクルシナリオ：プラスチック資源の収集運搬+バール化/保管+リサイクラーまでの運搬+リサイクル+残渣処理のCO2排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量（出典：日本パレット協会）のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬+発電焼却（発電効率12.81%：H28年度の焼却施設の平均）+残渣埋立のCO2排出量
- *5 基準シナリオ2：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬+単純焼却+残渣埋立+系統電力のCO2排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット（新規木材代替）、リターナブルパレット（新規樹脂代替）及び再生樹脂（コンパウンド代替率=0.5）と、ガス化（アンモニア製造）及びコークス炉化学原料化を販売量（R1実績）で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂（コンパウンド代替率=1）とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO2/t、リターナブルパレット（新規木材代替）と油化の場合で931kg-CO2/t
- *7 算出値は、平成28年度の市町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値（12.8%、727 kg-CO2/t）として算出。最大の場合は25%、1,430kg-CO2/t、最小の場合は0.08%（平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設）
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。（報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に同様の電力（1.25kWh）に2030年度の排出係数目標である0.37kg-CO2/kWh（出典：電気事業連合会ほか）を乗じるとCO2削減効果は463kg-CO2/tとなる）



プラスチック製容器包装の分別収集の品質について

・プラスチック製容器包装については、市町村が分別収集後に選別・バール化を行うことで、容器包装リサイクル協会に引き渡しリサイクルを行うことが可能。
 ・容器包装リサイクル協会において分別収集物の異物の混入状況を調査しており、福島県相馬市、佐賀県脊振共同塵芥処理組合（神埼市、吉野ヶ里町）では、プラスチック製容器包装の比率が100%であった。
 ※引き渡しを行っている市町村数は1,056（ペットボトル・白色トレイを除く。）。



※独自処理または未実施自治体は685自治体

都道府県	市町村名又は一部事務組合名	プラスチック製容器包装の比率
1 福島県	相馬市	100.00
1 佐賀県	脊振共同塵芥処理組合	100.00
3 鹿児島県	南薩地区衛生管理組合	99.97
4 岩手県	久慈広域連合	99.96
5 奈良県	五條市	99.95
5 北海道	えりも町	99.95
5 滋賀県	高島市	99.95
8 兵庫県	西宮市	99.94
9 北海道	夕張市	99.93
9 高知県	いの町	99.93
11 岩手県	大槌町	99.92
12 岐阜県	神戸町	99.92
13 高知県	南国市	99.90
13 鹿児島県	始良市	99.90
15 東京都	文京区	99.89
16 栃木県	栃木市	99.88
16 鹿児島県	南薩地区衛生管理組合	99.88
18 千葉県	大多喜町	99.87
19 北海道	森町	99.85
20 新潟県	南魚沼市	99.84
20 岐阜県	池田町	99.84
22 新潟県	魚沼市	99.82
23 広島県	芸北広域環境施設組合	99.81
24 福島県	須賀川地方保健環境組合	99.79
24 岐阜県	大垣市	99.79
24 高知県	香美市	99.79
27 北海道	浦河町	99.76
28 山口県	宇部市	99.75
28 熊本県	多良木町	99.75
30 岐阜県	郡上市	99.73

容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費



【令和3年度予算 194百万円（194百万円）】

環境省

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

- 1. 事業目的**
- ① 令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年5月から本戦略のマイルストーンを達成するために必要となる施策の検討のために、中環審・産構審合同会議を開催。
 - ② 今後各施策を、効果的に実施するための措置を講ずる。

2. 事業内容

- 1. プラスチック資源循環推進事業**
- (1) プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - ・国内外調査
 - ・プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
 - ・プラスチック資源循環戦略に基づくレジ袋有料化に係る事業
 - (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・本格実施に向けた実証事業
 - ・本格実施に向けた周知・コンサルティング
 - (3) プラスチック資源循環戦略普及啓発事業
- 2. 容器包装リサイクル推進事業**
- (1) 容器包装廃棄物排出実態等調査

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業



【令和3年度予算 4,300百万円（新規）】
【令和2年度3次補正予算 7,600百万円】

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

- 1. 事業目的**
- ・「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）の具体化を通じた脱炭素社会構築のため、国内におけるプラスチック循環利用の高度化・従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等）の製造に係る省CO₂型設備の導入支援を行います。
 - ・さらに、今後の再エネ主力化に向け排出が増加する太陽光発電設備や高電圧蓄電池といった実証事業等において資源循環高度化が確認されている省CO₂型リサイクル設備への支援を行います。
 - ・これにより、コロナ禍における新しい生活様式下でのプラスチック使用量増加にも対応した持続可能な素材転換に向けて、国内の生産体制強化を図ります。

2. 事業内容

- ・省CO₂型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助



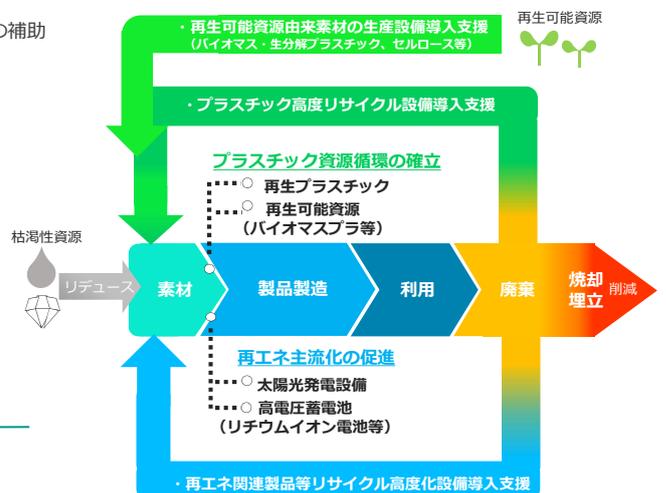
- ・省CO₂型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：



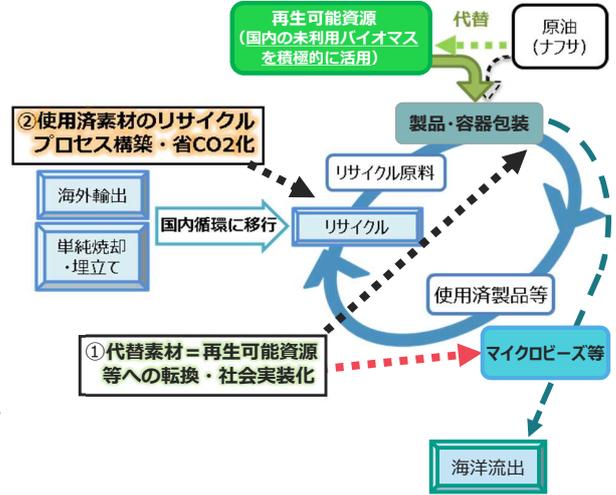
プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

- 1. 事業目的**
- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、3Rや再生可能資源転換が求められています。
 - ② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO2化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

- ① **化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等 (再生可能資源) への転換・社会実装化実証事業**
 バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。
- ② **プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業**
 複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業 (補助率 1/3、1/2)
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153
 水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4938



プラスチック資源循環法の施行に向けて②

○ **プラスチック資源循環法の施行準備**

- ・市町村の分別収集・再商品化については、今後主に下記の事項について定める予定。
 - 分別収集物の基準
 - 再商品化計画の認定に関する申請事項、認定基準
- ・先行してプラスチック資源の一括回収を実施している自治体の取組も参考に、分別収集の手引きを策定予定。

○ **関連措置**

- ・積極的にプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組む自治体を支援するためのモデル事業を公募のうえ実施予定。
- ・プラスチック資源循環法施行後は、プラスチック資源の分別収集の実施を循環型社会形成推進交付金による支援を受けるための要件とする (※) 方向で作業中。
 ※プラスチック資源循環法の施行期日より前までに環境大臣に送付された地域計画 (当該計画を延長する場合などを含む。) に基づく事業を行う場合は除く。
- ・自治体のプラスチック資源の分別収集に協力するリサイクル事業者への分別設備の導入を支援 (R.2補正予算・R.3予算 合計119億円)。
- ・プラスチック資源の一括回収に取り組む自治体を支援する新たな地方財政措置を検討中であり、必要な調査について御協力をお願いしたい。

2. 家電リサイクル法について

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

令和元年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,477 万台（前年度比約 8.9%増）であった。

また、令和元年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 92%、ブラウン管式テレビ 71%、液晶・プラズマテレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣類乾燥機 91%であった。再商品化の実績は引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なりサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49%であった回収率を平成 30 年度までに 56%以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、各種取組を行ったところである。

令和元年度の回収率は現在精査中であるが、回収率目標である 56%は引き続き上回る見込みである。貴都道府県におかれては、アクションプランに基づいた回収率目標達成に向けた取組を引き続き進めていただきたい。

さらに、令和 3 年 4 月より、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG合同会合において、家電リサイクル制度の見直しの審議を開始したところ。

<参考資料>

令和元年度における家電リサイクル実績について

<http://www.env.go.jp/press/108131.html>

家電リサイクル制度評価検討小委員会の資料について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-02.html>

(2) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後20年が経過しており、小売業者の義務外品の回収体制の構築および小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村は令和3年1月時点で全体の86.1%と、全国的に取組が広がりつつあるが、人口規模の小さい自治体ほど回収体制が構築されていない状況となっている。

また、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

人口規模別の義務外品の回収体制の構築状況（令和3年1月末時点）

	小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制を構築している市区町村数 （廃家電排出方法の周知も適切になされている） (A)	全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合 (%) (A/B)
市区町村数(件)	1,499 (1,450)	1,741 (1,741)	86.1% (83.3%)
政令市	20 (20)	20 (20)	100.0% (100.0%)
中核市	58 (54)	58 (54)	100.0% (96.3%)
一般市			
15万人以上	83 (87)	83 (88)	100.0% (98.9%)
10万人以上 15万人未満	102 (99)	104 (102)	98.1% (97.1%)
10万人未満	491 (477)	527 (527)	93.2% (90.5%)
特別区	23 (23)	23 (23)	100.0% (100.0%)
町村			
1万人以上	363 (355)	411 (421)	88.3% (84.3%)
1万人未満	359 (335)	515 (506)	69.7% (66.2%)
人口(万人)	12,389 (12,317)	12,693 (12,771)	97.6% (96.4%)

(3) 不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な不用品回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な不用品回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度には違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを実施(Webで計2回開催)した。今年度も開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

(4) 不法投棄・離島対策等の状況について

令和元年度の廃家電4品目の不法投棄台数(推計値)は、エアコンが約1,300台(構成比2.5%)、ブラウン管式テレビが約16,600台(同32.3%)、液晶・プラズマテレビが約12,700台(同24.7%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が約12,300台(同23.9%)、電気洗濯機・衣類乾燥機が約8,600台(同16.7%)で、4品目合計では51,800台(前年度から減少)となった。

<参考資料>

令和元年度廃家電の不法投棄等の状況について

<http://www.env.go.jp/press/108986.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和2年度まで実施されることとなっていたが、引き続き両事業協力を実施するよう環境省及び経済産業省から一般財団法人家電製品協会に要請し、令和5年度まで実施されることとなった。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力(家電製品協会HP)

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

(5) 家電4品目を取り扱う廃棄物処分業者等の実態把握

家電4品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成11年6月厚生省告示第148号））を遵守する必要がある、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成27年1月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電4品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

また、平成29年の廃棄物処理法改正により追加された有害使用済機器の再生又は処分についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成30年3月環境省告示第10号）において同様の処理基準が定められているところ、都道府県におかれては、実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

特に、廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）処分許可業者と有害使用済機器を保管又は処分する事業者のうち、都道府県と政令市から廃家電を取り扱っている可能性がある」と情報提供があった事業者へのアンケート調査では、約半数の事業者においてアンケートへの回答をいただけていない。合同会合において、回答のない事業者では適正な処理ができていないのではないかと指摘を受けていることから、そのような事業者の実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

<参考資料>

再商品化率の引き上げと高度なりサイクルの促進について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドラインの概要について

http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

3. 小型家電リサイクル法について

(1) 施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日に施行された。小型家電リサイクル法附則に基づき、施行後 5 年が経過したことを踏まえ、平成 31 年 3 月から令和 2 年 5 月まで、中央環境審議会・産業構造審議会の合同審議会（以下、「審議会」という。）において施行状況の評価・検討を行い、その結果を踏まえて、令和 2 年 8 月に「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を公表したところである。

使用済小型家電の回収量については、平成 29 年度には 7 万 8 千トン、平成 30 年度は約 10 万トンと増加しているが、小型家電リサイクル法に基づく基本方針（令和 3 年 3 月 1 日改正）における回収目標「令和 5 年度までに年間回収量 14 万トン」の達成に向けては更なる取組の促進が必要である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国 1,741 市町村（特別区含める）のうち、昨年度の調査（令和 2 年 5 月 25 日時点）によれば人口ベースで約 94%となるなど、市町村による取組が広まっていることを示す結果となった。

今後、環境省としては、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。引き続き、都道府県等におかれても協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型家電リサイクル法関係資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 21 回）資料

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/3%20sekoujyoukyou.pdf>

小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（令和 2 年 8 月公表）

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/114485.pdf>

(2) 基本方針の改正について

環境省、経済産業省では、前(1)における審議会の検討結果に基づき、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」について、令和2年11月26日から同年12月25日までパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえ、改正した基本方針を令和3年3月1日に公表した。改正内容の概要については以下のとおりである。

市町村におかれては、近年幅広く使用されるリチウムイオン電池使用製品等の処理に関して、火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらいメリット等も考慮しながら、改めて小型家電リサイクル制度への取組に協力いただくようお願いしたい。

【使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標】

- 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量について、令和5年度までに1年当たり14万トン回収する目標に変更。

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項】

- 国は、市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知等に取り組むべきことを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収がリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえた適切な回収の推進に努めること、住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知を行うとともに、認定事業者や小売店等と連携し、回収拠点の設置数の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択する必要があることを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性があること等も踏まえ、分別回収に伴う財政的な便益の評価を行うとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益も整理の上、回収方法の採用可否を総合的に判断する必要があることを明示。
- 小売業者は、消費者への適正な排出方法の周知に協力することが求められることを明示。
- 製造業者は、消費者に対し、小型電子機器等にリチウム蓄電池が使用されているかどうか情報提供に努める必要があることを明示。
- 認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等を安全に処理できる体制を構築し、より多くの資源を回収することが求められることを明示。
- 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであり、また、国は、当該コミュニケーションを促進

すべきであることを明示。

【個人情報保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項】

- リチウム蓄電池使用製品等の安全処理について、認定事業者が安全な処理体制を構築することの社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であることを明示。

(3) 回収量拡大に向けた市町村への支援について

環境省では平成28年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施している。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するものであり、積極的に御活用いただきたい。

また、支援事業等で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援の取組の優良事例については、平成30年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」として取りまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクルについてご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、上述の火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらいメリットと併せて、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点を踏まえ、取組の促進をお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果が大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。また、今年度はリチウムイオン電池等による火災発生の注意喚起のための啓発動画を作成するとともに、学校教育で実際に活用できる資料教材の「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」においても当該動画を追加するので住民への普及啓発に積極的に活用いただきたい。

<参考資料>

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の実施事例集

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/recycling/raremetals/kodenzireisyu.pdf>

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzuyugyo.html>



「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

(4) 個人情報保護対策の適切な実施について

使用済小型電子機器等の中には、個人情報記録されているものもあるため、個人情報の保護対策に配慮する必要がある。特に他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末については、十分な配慮が必要である。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底するとともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村におかれては「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。

<参考資料>

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/gaidorain30-06.pdf>

(5) 認定事業者以外の再資源化事業者との契約について

「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量¹等について、御確認いただく必要がある。平成31年3月に改定した「市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下、「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているため、御参照頂きたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

¹ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。

<参考資料>

市町村—認定事業者の契約に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

(6) 携帯電話、パソコンの回収促進について

携帯電話やパソコンはメーカー等による自主回収のスキームも既に実施されているが、様々な排出方法を選択できることによる消費者の利便性向上、さらに、高品位品であるため回収量増加により事業採算性の確保が期待できることから、各市町村におかれても積極的に小型家電リサイクル法に基づく回収を行っていただきたい。

特にパソコンについては、「4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて」において後述のとおり、メーカーによる自主回収が従来から実施されてきたことから、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象品目に含めていない市区町村が少なくない。こうした背景から、環境省では平成 28 年 11 月 11 日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただく様にお願いした。

4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて

(1) 資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めており、現在、パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

<参考資料>

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成15年10月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成15年10月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン3R推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成16年7月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、「3. 小型家電リサイクル法について」において前述のとおり、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

<参考資料>

一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ

<https://www.pc3r.jp/home/>

② 小型充電式電池

小型充電式電池については、製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い、再資源化を実施

している。加えて、一般社団法人 J B R C が一般廃棄物広域認定を取得し、平成 30 年 10 月より、一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収・再資源化を開始している。

従来から小型充電式電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待される所であり、都道府県においても、小型充電式電池のリサイクル、とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう、小型充電式電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知など、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また、平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において、各市区町村に対して依頼しているとおり、各自治体の公共施設等、貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

5. 「アフターメダルプロジェクト」の推進について

平成29年4月から平成31年3月までの期間で東京2020オリンピック・パラリンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたりサイクル金属を用いるプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）が実施された。環境省では、日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し、小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指して、本プロジェクトを積極的に推進した。

各自治体、全国の郵便局及び商工会議所・商工会等に対する回収ボックスの設置や全国各地のイベントでの本プロジェクトのPR・小型家電回収を通じ、各自治体との連携を加速させていったところ、プロジェクト終了時点において、本プロジェクトに参加した市区町村数は、全国1,741のうち9割を超える1,575市区町村となった。多くの自治体の協力を得られた結果、令和元年7月10日には、東京2020組織委員会による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト 100%達成感謝イベント」も開催され、メダル製作に必要な原材料を確保できたことも発表されたところであり、改めて御礼申し上げたい。

一方で、メダルプロジェクトは平成31年3月末に終了したが、当該プロジェクト終了後も都市鉱山リサイクルを通じた循環型社会構築のために引き続き小型家電リサイクル制度に取り組む必要がある。については、環境省が今後積極的に推進する「アフターメダルプロジェクト」において、小型家電リサイクルの促進に向けた優良事例の横展開や取組の連携を行う予定である。

特に今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であり、住民に小型家電リサイクルを周知するためのまたとない機会であるので、各自治体におかれても引き続き小型家電リサイクル制度の普及啓発に取り組むようお願いしたい。

<参考資料>アフターメダルプロジェクト概要資料

みんなのメダルプロジェクトから「アフターメダルプロジェクト」の実施へ

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

○環境省では、2017年4月から2019年3月まで、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み小型家電リサイクル由来の金属から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催：東京2020大会組織委員会）を積極的に推進。
 ○組織委員会よりメダル製作に必要な金属量が確保できたとの発表（2019年7月10日）。

みんなのメダルプロジェクト

使用済み小型家電リサイクルボックス設置
回収促進活動を実施

東京2020メダル製作

回収された金属からメダルを製作

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

都市鉱山由来の金属を回収する
回収促進活動を実施

メダルは東京2020組織委員会が製作します。

メダル製作に必要な金属量

メダル総数約5,000個
 金=32kg 銀=3,500kg 銅=2,200kg(組織委員会発表)

左記の必要金属量を確保できたと東京2020組織委員会より発表

**メダルプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、
「アフターメダルプロジェクト」の推進を実施！！**

アフターメダルプロジェクト概要

○小型家電リサイクルに取り組む自治体等の支援のため、①追加の回収ボックス提供、②広報物品配布、③普及イベント開催時の支援等を実施。
 ○具体的には、スペシャルオリンピックと連携回収、地域のスポーツ大会等での利用、ショッピングモール・小売店・交通機関・郵便局・教育機関等での回収促進や、小型家電の解体を通じた障がい者などの働き口拡充等で、継続した小型家電リサイクルの取組を実施。
 ○その他、環境省と関係者が連携した普及・回収促進イベントの開催を予定。

➡ 小型家電リサイクルの社会への定着、循環型社会の推進へ！

6. 食品廃棄物対策

<参考資料>

環境省 HP 食品リサイクル関係

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

(1) 食品ロスの削減

国連の「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、食品廃棄物に関して、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げられた。今後、こうした国際合意も踏まえながら、我が国における食品ロス削減・食品リサイクルを促進していくこととしている。

平成 29 年 6 月に、循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」(以下「第四次循環計画」という。)が閣議決定され、その中に、SDGs を踏まえた家庭系の食品ロス削減目標(家庭から発生する食品ロスを 2030 年度までに半減)を含めるとともに、事業系の食品ロス削減目標についても、令和元年 7 月に策定した食品リサイクル法の基本方針において、2030 年度までに 2000 年度比で半減させるとの目標を定めた。

これまでも、食品リサイクル法の基本方針等を踏まえ、官民を挙げた食品ロス削減国民運動を展開し取組を促進しており、環境省では、以下に示す事業を通じて食品ロスの削減に取り組んでいるところである。食品ロスの削減は、市町村の廃棄物処理コストの削減にもつながるものであることから、都道府県をはじめ自治体におかれては、地域の状況に応じて、食品ロス削減のため、地域の事業者等とも連携しつつ、きめ細やかな普及啓発に取り組んでいただきたい。

① 食品ロスの削減の推進に関する法律の成立 (別添参照)

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年 5 月法律第 19 号)が超党派の議員連盟による議員立法にて成立。

② 食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が国全体で年間約 643 万トン(平成 28 年度実績)あるとの推計を平成 31 年 4 月に公表した。

③ 「食品ロス削減全国大会」の開催

令和元年10月30日に、徳島県徳島市において、「第3回食品ロス削減全国大会」（主催：徳島県、徳島市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※）を開催した。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的とする協議会（令和元年5月23日現在で47都道府県389市区町村が参加）

④ 市町村による食品ロスに係る調査の支援

廃棄物処理法基本方針では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を、平成30年度までに200市町村に増大させる目標を設定した。環境省では、平成29年度より引き続き過去に食品ロスの組成調査を行っていない市町村に対して、組成調査に対する財政的・技術的な支援を行うとともに、環境省のホームページにおいて調査手順書と解説動画を公開している。

⑤ 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進

学校給食における再生利用等の取組を促進するため、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進に関するモデル事業を平成27年度から開始し、平成30年度は音更町及び藤枝市において事業を実施している。

また、平成29年度には、3年間のモデル事業の結果に基づいて、市区町村の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を作成し、環境省のホームページに公開した。令和元年7月1日現在、前述の音更町及び藤枝市の事例を追加したものを最新版として公開している。自治体におかれては、必要に応じて本マニュアルを施策の検討にご活用いただきたい。

⑥ 自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では、自治体や事業者等における取組を支援するため、宴会での食べきりを促す3010運動の啓発のための三角柱ポップや、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促す際のキャラクター「すぐたべくん」、家庭で発生する食品ロスを日記形式で記録できる「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」といった、啓発資材を作成し、ホームページにて提供している。また、消費者や事業者・自治体の担当者等が食

品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得られるよう、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトを作成した。さらに、地方自治体が食品ロス削減の取組を行う際の参考となるよう、「食品ロス削減のための施策バンク」(全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会作成)の事例のうち先進性や汎用性の高い7つの事例について、具体的な手順等をマニュアルとして取りまとめた。

(2) 食品リサイクルの推進(食品リサイクル法)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対して、再生利用率や発生抑制の目標値を課している。

平成29年6月に閣議決定された第四次循環計画において、家庭系食品ロスの削減目標が定められるとともに、事業系食品ロスの削減目標を食品リサイクル法の基本方針の中で設定するとしてを受け、令和元年度に予定していた施行状況の点検を1年前倒しとなる平成30年度から開始し、令和元年7月には、家庭系食品ロスの削減目標と同様に、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を食品リサイクル法の改正と併せ、基本方針において定めたところ。

また、食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用を促進していくため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」(いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度)が設けられている。

食品リサイクル法が施行して以降、一定の成果が認められるが、未だ目標に達していない業態もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

① 平成28年度における食品循環資源の再生利用等実施率

業種	年間発生量 (千トン)	業種別実施率 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ()の数字は再生利用等実施量							
			発生抑制	再生利用 (用途別仕向先)			熱回収	減量		
				飼料	肥料	その他				
食品製造業	16,167	95	95 (17,714千t)	13 (2,420千t)	81 (13,090千t)	62 (9,965千t)	15 (2,205千t)	4 (920千t)	3 (533千t)	10 (1,671千t)
食品卸売業	267	70	65 (228千t)	24 (83千t)	47 (126千t)	14 (38千t)	22 (58千t)	11 (31千t)	1 (3千t)	6 (16千t)
食品小売業	1,271	55	49 (751千t)	17 (261千t)	38 (482千t)	16 (205千t)	12 (152千t)	10 (125千t)	0 (1千t)	1 (7千t)
外食産業	1,994	50	23 (504千t)	7 (161千t)	14 (287千t)	3 (61千t)	5 (97千t)	6 (128千t)	0 (0千t)	3 (56千t)
食品産業計	19,700	—	85 (19,197千t)	13 (2,925千t)	71 (13,984千t)	52 (10,269千t)	13 (2,512千t)	6 (1,204千t)	3 (537千t)	9 (1,751千t)

② 食品関連事業者の発生抑制の目標値

平成 26 年に設定した発生抑制目標値については、9 割の事業者が目標値を達成している状況を踏まえ、本年 7 月の食品リサイクル法の改正において、既に設定されている 31 業種のうち、19 業種で見直しを行うとともに、設定されていなかった 44 業種のうち、新たに 3 業種で目標を定めた。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

③ 食品リサイクル法の施行状況の点検

平成 29 年 10 月より、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において、食品リサイクル法の施行状況の点検を進め、前述のとおり令和元年 7 月に改正を行った。

④ 地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各地方自治体におかれては、以下を活用しつつ、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減等を推進していただきたい。

⑤ 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。平成 29 年度分の定期報告データの集計結果については平成 30 年 4 月に農林水産省のホームページに公表した。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

⑥ 食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策について

食品循環資源の再生利用等を促進するとともに、食品廃棄物の適正処理を徹底することも重要である。平成 28（2016）年 1 月には、登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚した。再生利用は、食品関連事業者が排出事業者としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれるべきものである。

排出事業者責任の徹底に係る取組については、「2. 排出事業者責任について」（P. 184）を参照いただきたい。

⑦ 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
 - ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- 等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。



食品ロス関係資料

食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進について

○食品ロス削減推進計画の策定について

- 令和元年10月の「食品ロスの削減の推進に関する法律(以下、食品ロス削減推進法という。)」の施行を踏まえ、令和2年3月に同法第11条に基づく基本方針を閣議決定したところ。
- 各都道府県・市町村においては、同方針を踏まえ同法第12条又は第13条に基づく食品ロス削減推進計画の策定に向けた積極的な取組をお願いしたい。なお、計画策定に当たっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付ける形で一体的に作成することも可能。

○市町村等への支援について

- 食品ロス削減推進法の施行等を踏まえ、食品ロスの削減・食品リサイクルの推進を実効的に推進するため、①組成調査の実施支援、②地方公共団体が実施する先導的な食品ロス削減・食品リサイクルの取組に関するモデル事業等及び③地方公共団体における食品ロス削減推進計画策定等支援事業について、今年度実施。
- モデル事業においては、環境省請負事業において、地方公共団体の取組の実費等への支援(上限あり)を行うとともに、取組の効果を検証し、その成果を広く発信することで、他の地域への横展開を図ることを目的とする。
- また、令和元年に施行された「食品ロス削減推進法」においては、都道府県及び市区町村は、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされている。環境省では、地方公共団体における食品ロス削減推進計画策定等支援事業により、この計画策定の技術的支援を実施している。

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ(2015年9月国連総会決議)でも言及

令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布 10月1日より施行

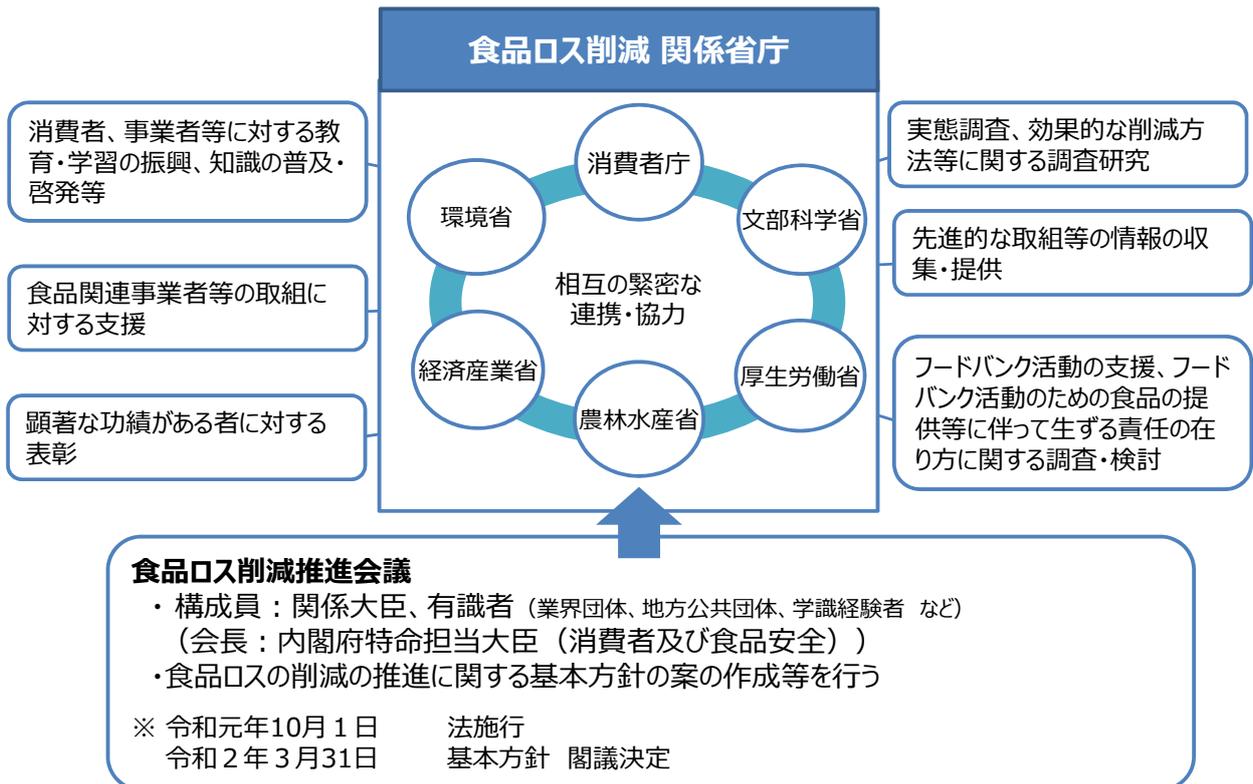
資源の無駄(事業コスト・家計負担の増大)、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
 - ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

<p>食品ロスの削減の定義(第2条) まだ食べることができる食品が廃棄されないようするための社会的な取組</p> <p>責務等(第3条~第7条) 国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力</p> <p>食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進(第8条) 食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進</p> <p>食品ロス削減月間(第9条) 食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)及び食品ロス削減の日(10月30日)を設ける。</p> <p>基本方針等(第11条~第13条) ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定(閣議決定) ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定</p>	<p>基本的施策(第14条~第19条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ②食品関連事業者等の取組に対する支援 ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討 <p>食品ロス削減推進会議(第20条~第25条) 内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議 (会長：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))を設置</p>
--	---

● 食品ロスの削減に向けた政府の体制・取組(概要)

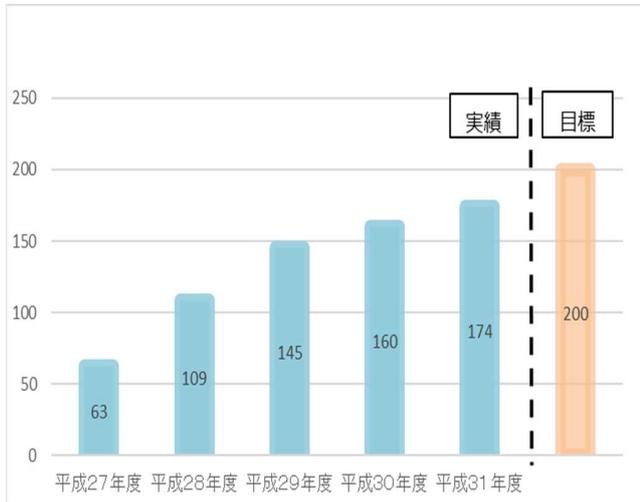


地方公共団体の食品ロス削減に係る取り組み(計画策定・実態把握)の支援

- ✓ 平成28年1月に策定した「廃棄物処理法の新たな基本方針」において、家庭から排出される食品ロスの発生量を調査している市町村数を、200市町村に増大させる目標を設定。
- ✓ 地方公共団体での実態把握に向け、**調査費用の支援のほか、マニュアルや動画で調査手順を解説。**
- ✓ 食品ロス削減推進法を受けて、今後地方公共団体における計画策定支援を実施予定。

①食品ロスの発生量を調査している市町村数の推移

(出典) 環境省資料



②環境省による調査支援(平成29年度～)

財政的支援

- 支援対象
令和元年度：14市町村、令和2年度：18市町村、令和3年度：15市町村(予定)
- 支援内容
調査にかかる金額上限50万円

技術的支援

- 家庭系廃棄物から厨芥類を分類し、含まれる食品ロスを把握する方法について手順書を作成するとともに動画で解説。



「実施計画の検討」、「調査の実施」、「結果のとりまとめ」の3つに分けて解説。合計約15分

食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業等

令和3年度

地方公共団体等による食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業等について

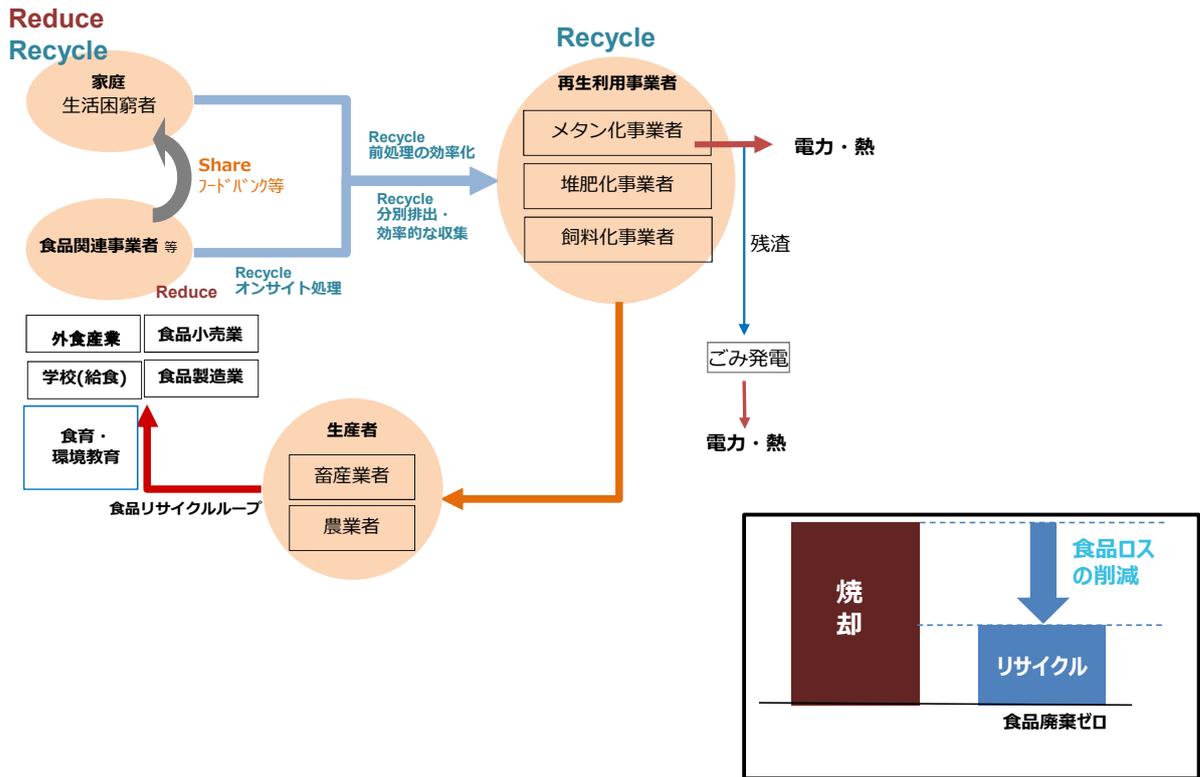
事業の概要

- 環境省では、食品ロスの削減・食品リサイクルを実効的に推進するため、地方公共団体や事業者が実施する取組を支援し、その成果を広く情報発信し横展開を図ることを目的として、食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業、mottECO導入モデル事業、食品廃棄ゼロエリアモデル事業及び学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業を実施する地方公共団体及び事業者等を募集しました。
- 本事業では、地方公共団体及び事業者等が実施する食品ロス削減及び食品リサイクル等に関する先進的取組について、環境省が技術的・財政的な支援を行うとともに、その効果を取りまとめ、他の地域への普及展開を図ります。

募集内容と応募・採択状況

部門	モデル事業概要	採択件数
・部門Ⅰ (食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業)	本モデル事業は、食品関連事業者や市民団体等と連携した先導的な食品ロス削減・食品リサイクルの施策を実施しようとする地方公共団体及び事業者を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の検証等について、その費用の支援及び技術的支援を行うものです。	3 自治体: 1 川崎市 事業者: 2 食品ロス・リボンセンター JEMS
・部門Ⅱ (mottECO導入モデル事業)	本モデル事業は、地方公共団体や事業者が飲食店等においてmottECOの導入を行うものです。また、mottECOの導入だけでなく、導入のための方策検討や導入時の課題整理、事業継続のためのスキーム検討、普及啓発資材の活用、消費者への自己責任の呼びかけ方法等の検討・検証・調査、関係者との調整等について、その費用の支援及び技術的支援を行うものです。	2 自治体: 1 群馬県 事業者: 1 セン&アイフードサービス +ロイヤルホールディングス
・部門Ⅲ (食品廃棄ゼロエリアモデル事業)	本モデル事業は、地方公共団体や事業者が特定のエリア内の食品廃棄ゼロを目標とし、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを活用した施策実施に必要な事前調査、関係者との調整支援等について、その費用の支援及び技術的支援を行うものです。	2 自治体: 1 京都市 事業者: 1 エーピー・スタイル
・部門Ⅳ (学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業)	本モデル事業は、市区町村が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域の関係者と協力し、学校給食の実施に伴う食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3Rの実施や、3Rを教材とした食育・環境教育の実施、地域循環共生圏の形成・高度化の取組を支援するものです。	2 自治体: 2 厚木市 三重県

食品廃棄ゼロエリアモデル事業



食品ロスの削減と食品リサイクルにより、食品廃棄ゼロを達成するエリアを創出

「mottECO」ロゴマーク及び普及啓発資材公表

- ドギーバッグに代わる新たな名称として選定された「**mottECO**」*1のロゴを作成。
- 「もっとエコ」「持って帰ろう」という意味が込められたネーミングで、ロゴには食べ残しを、ボックスに入れ持ち帰ると、みんなが、美味しくて笑顔、無駄が無くて笑顔、自分もエコに貢献できたことに笑顔、と、人々が笑顔になることを表現したデザイン。
- 飲食店や自治体が利用可能な、ロゴマークを使用したポスターやステッカーも作成。環境省HPよりダウンロードが可能。<<http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html>>



ロゴマーク



啓発用ポスター



店頭用ステッカー

*1 環境省・消費者庁・農林水産省・ドギーバッグ普及委員会主催の「Newドギーバッグアイデアコンテスト ネーミングの部」にて大賞を受賞し、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として選定されました。

(ご参考) 食品ロスに関する情報を一元的に集約したHP等

- 消費者、自治体、事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには、何よりもまず、身の回りの食品ロスについて正確な情報を得ることが重要。
- 環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備するべく、**食品ロスに関する情報を集約したポータルサイト**を作成している。

「食品ロスポータルサイト」はこちら！



- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

各市町村の食ロスに関する施策等について紹介されている
<https://info.pref.fukui.lg.jp/junkan/tabekiri/network/>

- 一般財団法人 全国食品リサイクル連合会

食品リサイクル法に関する取組について
<http://shokuri.jp/>



7. 自動車リサイクル法について

(1) 施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

① 使用済自動車の引取台数

平成 23 年度に自動車リサイクル法施行以降初めて 300 万台を下回ったが、平成 24 年度以降は例年並みに回復し、令和元年度は前年度から微減の 336 万台となった。

② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破砕残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ASR」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ASR及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。令和元年度における再資源化の状況は、ASRについては 95.6%～97.2%、エアバッグ類については 94～95%であり、各社ともに基準（ASR：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

<参考資料>

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会 第 48 回合同会合議事次第・資料）

http://www.env.go.jp/council/03recycle/post_179.html

(2) 地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、解体ヤードでの無許可解体等の

複雑な課題も散見され、これらの課題についても取組を進めていただきたい。

また、令和元年度には、生活環境保全上の支障の調査や未然防止対策について支援する不法投棄・不適正保管対策モデル事業の募集を行った。当該モデル事業を積極的に活用していただき、不適正事案の解決につなげていただきたい。

(3) 不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て、令和2年3月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成17年1月1日）前の約22万台（平成16年9月末）から約0.49万台（令和2年3月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり100台以上の大規模案件の件数及び台数については、法施行当初と比べ全国で450件から8件、約13万台から約0.13万台へと大幅に減少しているものの、前年度からは全国で10件・0.15万台であり、件数・台数ともに下げ止まり傾向にある。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第105条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第106条第1項第34号及び第4号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

令和元年度は、離島対策支援事業として81市町村に25,549台分の輸送経費として115,990千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については自動車リサイクル促進センターに事案の相談はあったが、行政代執行に係る支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfuldumping/>

自動車リサイクル法施行15年目における検討の観点

- 自動車リサイクル法は、令和2年1月に施行から15年を迎えた。
- 自動車リサイクル法の制定当初の目的に関しては一定の成果を得ているものの、引き続き、制度の安定化・効率化、3Rの推進・質の向上、変化への対応と発展的要素について、課題を解決していく必要があり、以下の9項目の観点を中心に、中環審・産構審合同会議において議論されてきたところ。
- 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書案」が取りまとめられ、現在パブリックコメント中（～6月30日まで）。

1. 制度の安定化・効率化

- ① ASRの円滑な再資源化
- ② リサイクル料金の適切な管理・運用
- ③ 各種セーフティネット機能の点検
- ④ 自動車リサイクル法の適切な執行
- ⑤ 情報システム活用を通じた効率化

2. 3Rの推進・質の向上

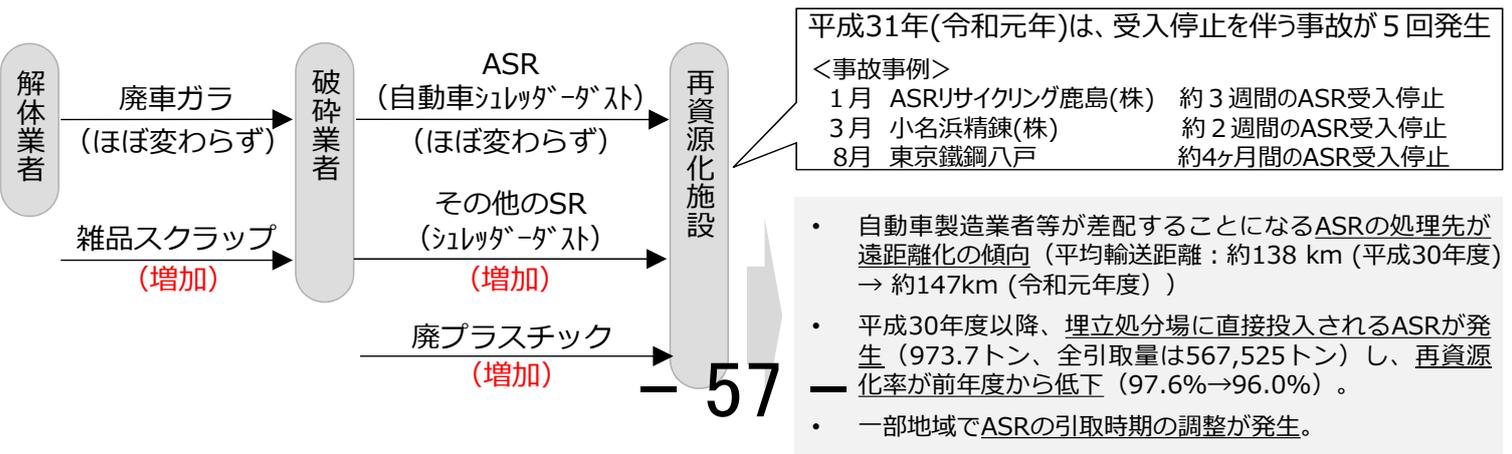
- ⑥ 再資源化の高度化
- ⑦ 有害物質の適切な対応

3. 変化への対応と発展的要素

- ⑧ 次世代自動車への対応
- ⑨ 国際貢献に向けた取組

1. 自動車リサイクル制度の課題①（ASRの円滑な再資源化）

- 自動車リサイクル法では、自動車の所有者が負担するリサイクル料金を原資として、自動車製造業者等が指定再資源化等物品（フロン類、エアバッグ類、自動車破碎残さ（ASR））の再資源化等を行うことにより、使用済自動車や廃車ガラなどの逆有償化を防ぐこととしている。このうち、ASRの再資源化をめぐる状況は、昨今の中国のプラスチック・雑品スクラップの輸入規制、再資源化施設の事故等により変化しつつある。
- 外国政府の輸入規制・輸入制限により、これまで中国等に輸出されていたプラスチックくずや雑品スクラップを国内で処理する必要が生じた結果、ASR再資源化施設として認定されている焼却施設等に廃プラスチック等が流入し、処理能力が逼迫している。さらに、ASR再資源化施設の事故によるASRの受け入れ停止、さらには激甚災害の発生等も重なり、平成30年度以降、リサイクル率が低下するとともに、平成25年度以来の直接埋立や、さらにASRの引取時期の調整等をせざるを得ない状況が発生している。

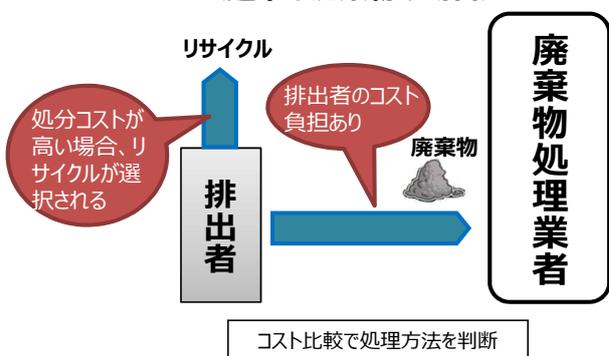


2. 3Rの推進・質の向上

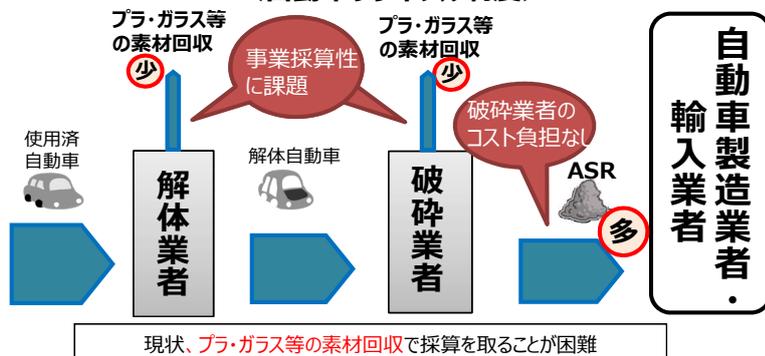
⑥ 再資源化の高度化

- 自動車リサイクル法では、自動車の購入者がASRの再資源化費用を負担し、自動車製造業者等がASRの再資源化の責務を負うことによって、使用済自動車が鉄価格等に大きく左右されることなく安定的にリサイクルされる仕組みとなっている。
- 一方で、通常の廃棄物については処分コストといった制約がリユース、リサイクルの追い風となっている中、自動車リサイクル制度においては、自動車製造業者等がASRを全量引き取ることとなっており、その原資もリサイクル料金であることから、解体業者や破砕業者によるリユース、リサイクルに対するインセンティブが十分に働きにくい面がある。
- 加えて、破砕・選別の精度を上げることでプラスチックやガラス等の素材を回収する取組もなされているが、事業採算性に課題がある。
- その他、環境配慮設計や部品リユースの促進、Car to Carリサイクル、業種間の連携等も含め、3Rに係る取組をより高度化していく必要がある。

<通常の廃棄物の場合>



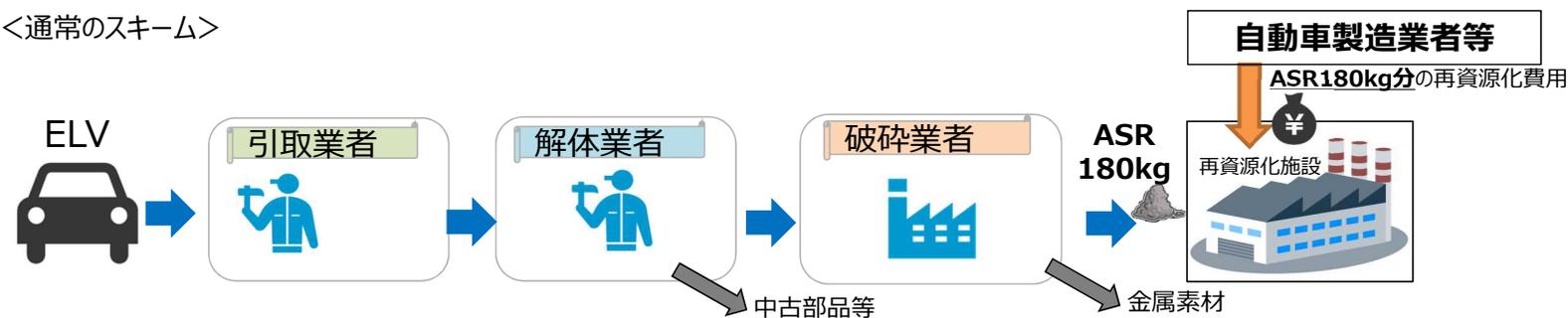
<自動車リサイクル制度>



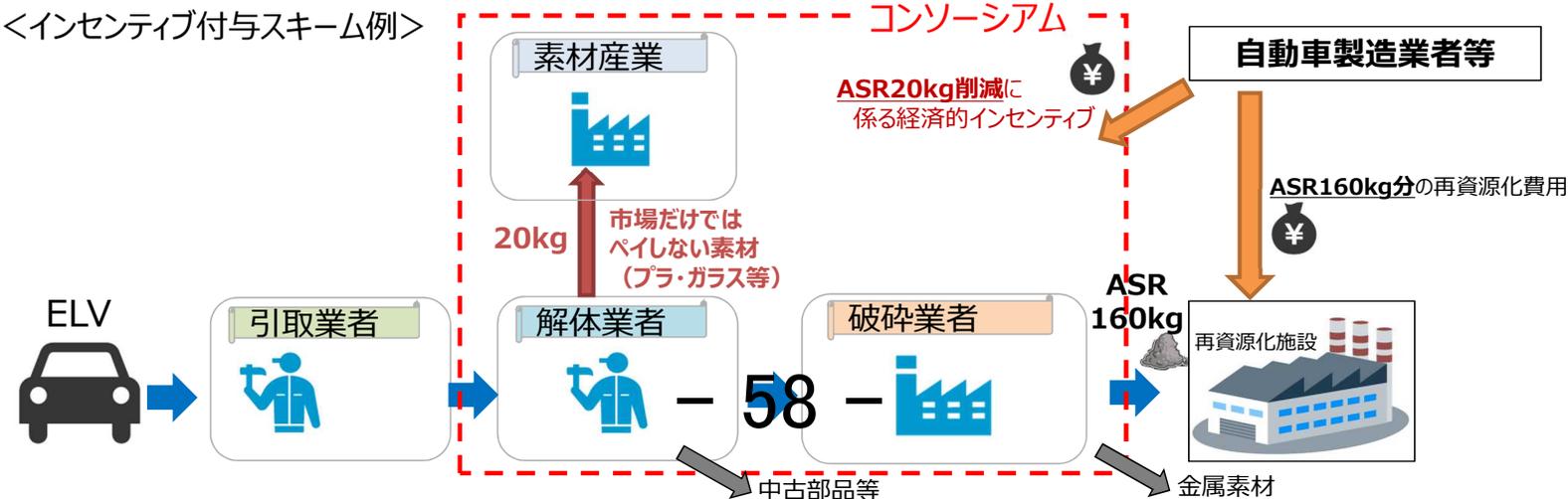
3. 解体インセンティブ制度（仮称）案

- ASRの削減及び再資源化の高度化を目的として、それらの目的につながるような素材の回収に取り組む解体業者等に対して、その取組に応じて、預託されたリサイクル料金を原資とした経済的インセンティブを付与する制度を具体的に検討してはどうか。

<通常のスキーム>



<インセンティブ付与スキーム例>



8. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び風力発電設備）については、平成24年7月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には多量に使用済みとなったものが廃棄される。このため、リサイクルをはじめ、その廃棄時における適正な処理を推進していくことが重要である。

平成24年度から、使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。平成27年度には、「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめ、ロードマップに沿った施策の一環として、平成28年4月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」をとりまとめ、公表している。

その後、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の指摘（平成29年2月）や太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく勧告に関する総務省勧告（平成29年9月）や先般の災害対応などを踏まえ、内容の見直しを行い、平成30年12月に第二版をとりまとめ、公表するとともに、本ガイドラインの周知を自治体及び関連事業者等へ行っている。また、本年5月に「太陽光パネルの適切なリユース促進ガイドライン」を策定している。

本年度は、適切なリユース促進ガイドラインの周知や引き続き使用済太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けて取り組んでまいりたい。

なお、昨年6月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部改正が行われ、同法の認定を受けて売電を行っている事業用太陽光発電事業（10kW以上）の認定事業者に対し、事業を終えた太陽光発電設備の解体・廃棄等に係る費用について、原則として外部機関への積立てが義務付けられることとなった。今回の改正法では、併せて、自治体等が廃棄物処理法等の再エネ特措法以外の法律の規定に基づき、行政代執行等によって太陽光発電設備の解体等を行った場合、事後的に当該自治体等が当該積立金を取り戻せる規定を設けている。発電事業者は、廃棄物処理法等に基づき、事業を終えた太陽光発電設備の廃棄等の責任を負うところ、本規定は解体等の責務を認定事業者以外に転嫁するとの趣旨ではなく、他の法令の規定及び当該規定の目的に合致する範囲で、認定事業者以外の者が解体等を事実上実施した場合に、積立金の取戻しを可能とするとの趣旨である。改正法の施行は令和4年度を予定しているところ、経産省と連携し、積立金の取戻しに係る手続き等について、法の施行までには追って運用を示していく。

<参考資料>

太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン

<http://www.env.go.jp/press/109600.html>

太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_hai_kihiyo_wg/pdf/201901210_01.pdf

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案【エネルギー供給強靱化法案】

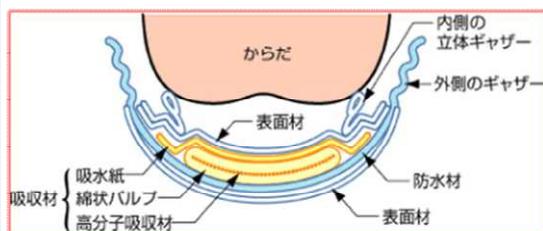
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200225001/20200225001.html>

9. 使用済紙おむつのリサイクルの推進について

使用済紙おむつ再生利用等の概要

- 紙おむつの素材は、**上質パルプ**、**樹脂**、**高分子吸収材**から構成。現在は主に焼却処理されているが、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能。

＜紙おむつの組成※パンツ型の例＞



素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

＜使用済紙おむつ再生利用等による効果＞

・市区町村

焼却処理の最適化・費用の低減、資源の有効利用・埋立処分量の削減、CO2排出量の削減 等

・事業者

廃棄物処理費用の低減、企業評価の向上 等

・社会

資源の有効利用の環境面の効果、地域の活性化、産業の発展 等

＜使用済紙おむつ再生利用等検討時の課題＞

- ・衛生面を含む**適正処理の確保**への懸念
- ・リサイクル**技術等に関する情報の不足**

紙おむつリサイクルを実施する際の留意点をまとめたガイドラインを令和2年3月に策定

環境省における取組

- ① ガイドラインの普及
 - ガイドラインの説明、再生利用等事業者と市区町村のマッチング説明会の開催
 - ガイドラインの普及啓発資料の作成
- ② 市区町村へのコンサルティング
 - 市区町村への意向調査
 - 市区町村を対象とした再生利用等の導入に結び付くコンサルティングの実施（市区町村との意見交換、有識者派遣等）
- ③ 導入支援
 - 市区町村の設置する再生利用等施設に対する一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金支援
 - 民間事業者が利用可能な補助金等に関する情報提供
- ④ 使用済紙おむつの再生利用等に関する調査
 - 使用済紙おむつの再生利用等に関する事例調査（市区町村、排出事業者、再生利用等事業者）

10. リユースの推進について

(1) リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第四次循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会形成に取り組むべき課題の一つとして、リユースをはじめとした2R型ビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。

平成30年度は、我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況について調査した。調査結果は、下記参考資料のとおり掲載しているため、御参照頂きたい。

<参考資料>

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

(2) リユースの手引き等の資料について

環境省では、リユースの取組推進のため、手引き等の資料を公開している。

リユース業界向けには、コンプライアンス向上のために、リユース業界に関係する法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けの資料は、市町村によるリユース取組を育成するための「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」や、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を公開している。貴都道府県及び貴管内市町村においても、リユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われる。是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象に、リユースの取組について知っていただくことを目的として整理した資料としては「リユース読本」を公開している。貴都道府県におかれても、これらの資料を参考に、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>

